

緊急銃猟ガイドライン（簡易版）

緊急銃猟ガイドライン
付録資料 3



本資料は、主な緊急銃猟の手順を簡潔に説明する資料です。

※詳細は緊急銃猟ガイドライン（令和 7 年 7 月、環境省作成）を参照して下さい。本資料中の「詳細：P●」はガイドラインの該当頁です。
※本資料では、都道府県知事への応援等、必要に応じ行う手順は紹介していません。こうした手続は上記ガイドラインを参照して下さい。

緊急銃猟とは

どのような時	鳥獣保護管理法に定める 4 つの条件全てを満たした場合に可能
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所 ※主にクマ等が建物に侵入している場合や農地や河川敷での実施が想定される。
誰が	実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う そのうち、銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能。 ※発砲タイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行為を担う者が判断。その場合の責任も市町村が負う。
何を用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、散弾銃（スラッグ弾使用）及び麻酔銃
何を対象に	ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ（イノシシは基本的に成獣に限る）
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能 ※許可申請は不要

緊急銃猟で可能となること（例）

- 人の日常生活圏における下記の銃猟
- ・安全確保が可能な場所（農地や河川敷等）での銃猟
 - ・クマが建物に侵入した場合の銃猟
 - ・夜間での銃猟

※緊急銃猟の条件を満たさない以下のような場合には、緊急銃猟は行えません。

- ・人の日常生活圏ではない場所である場合
- ・人に銃弾が当たる恐れがある場合（例えば、人の往来が激しい中心街や住宅地では、建物に侵入している場合等でない限り、安全確保が困難である場合が多いと考えられます。）
- ・逸走したクマ等の追跡時にクマ等に会った場合の自衛のための銃猟等（安全確保を含め、緊急銃猟の手順を行う時間的な猶予がないため、緊急銃猟は行えません。）

緊急銃猟を実施する際の流れ ※詳細：P8



凡例： 鳥獣保護管理法手続

その他の手続

緊急銃猟を行うため、事前に準備しておくこと

迅速かつ円滑に、安全を確保しながら的確に緊急銃猟を実施するためには、**事前の準備が必須**と言っても過言ではないほど重要です。緊急銃猟を行う可能性がある市町村は、**平時から準備**を行うことが**推奨**されます。

対応マニュアルの作成 ※詳細：P10

- ・対応体制、関係者リスト、連絡網、対応フロー等の情報をマニュアルとしてまとめます。

必要な人員・関係者の協力体制の確保 ※詳細：P12

- ・必要な役割を把握した上で、市町村内で必要な人員の確保、警察や都道府県、近隣市町村との協力体制の確保を行います。（必要な役割は右記表参照）
- ・緊急銃猟の権限は市町村長にあるため、必要に応じ、担当者に権限を委任します。
- ・緊急銃猟を実施可能な能力を有する捕獲者を特定しておきます。
※緊急銃猟を実施する者の要件はガイドラインP15参照。
- ・関係者についてはリスト化するとともに連絡網も作成します。

机上及び実地訓練・研修等の実施 ※詳細：P19

- ・実際にクマ等の出没対応にあたるのが想定される関係者により、机上及び実地訓練を行います。

備品の確保 ※詳細：P24

- ・ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、連絡手段（無線機等）等の装備を配備するよう努めます。

保険の加入 ※詳細：P27

- ・物損や人身事故に備え、あらかじめ保険に加入することが推奨されます。

※対応マニュアルの作成、訓練の実施、備品の購入、保険料については、**環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金及び特別交付税措置の支援対象**となっています。

役割	想定される対応者	内容
捕獲者	捕獲の技術を有する者	実際に緊急銃猟を実施する者（射手）。命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名の射手がいることが好ましい。
捕獲者をサポートする者	捕獲の技術を有する者	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示または市町村以外の者への委託を行う者	市町村職員	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。また、射手とともに危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟を市町村職員に指示または市町村以外の者に委託を行う。
通行制限を行う者	市町村職員	道路等において、通行制限を行う。
住民への避難を呼びかける者	市町村職員	付近の住民へ避難を呼びかける。 ※「広報を行う者」と異なり、現場に臨場し、現場で住民への避難を呼びかける想定。
緊急銃猟の様子を記録する者	市町村職員	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。※捕獲者の了承を得ている場合のみ実施。
場所の管理者・地権者との調整を行う者	市町村職員	緊急銃猟や土地の立入の際に、場所の管理者・地権者（土地の立入を行う場合）と調整を行う。
広報を行う者	市町村職員	HPでの広報や、広報車での呼びかけを行う。 ※「住民への避難をよびかける者」と異なり、方法によっては、庁舎にいる職員により対応可能
原状回復を行う者	市町村職員	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。

緊急銃猟手順 1. 緊急銃猟に関する計画の調整

①捕獲等によりクマ等を当該地域から排除する必要があると判断した場合、その方法として緊急銃猟が選択できるかを検討します。 ※詳細：P28

※ここでは、場所、緊急性、方法の条件を中心に、改正法の規定上の条件を満たす見込みが十分にあるか確認するに留まり、特に安全性の確保については、実際の条件の確認は現場にて行います。（手順3参照）

※実際の対応では、地域住民等からの通報を受けたら、まずは目撃者から聞き取りを行うとともに、住民に対する注意喚起を行います。

※関係者への連絡、現地への参集は、通報以降、適切なタイミングで行います。

緊急銃猟の4つの条件

観点	条件
場所	危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと
緊急性	当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合
方法	銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難
安全性の確保	銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき

②クマ等の捕獲等の手段として緊急銃猟を選択する方向性が決定されたら、具体的に緊急銃猟の実施に関する計画（緊急銃猟を実施する計画）を検討します。 ※詳細：P32

※書類としての計画ではなく、現場または現場近くにおいて、捕獲関係者（市町村、捕獲者）が地図を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等を相談する現実の計画の調整となります。

※計画は、以降の手順を参考に、詳細な役割分担や対応時の動き、配置を明確にして行います。

緊急銃猟手順 2. 安全確保

① 通行禁止・制限範囲を次の要領により**決定**します。※詳細：P36

○下記の緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため、危害が及びうる範囲に住民等が立ち入らないようにします。

緊急銃猟の実施に伴う 人の生命又は身体に対する危害	考え方
人への弾丸の到達	用いる銃器や弾丸の種類・性質、バックストップの性質等を踏まえ、射線方向と跳弾とを区別して検討します（手順3も参照） 射線方向：原則として通行禁止・制限措置を必須とした上で、人がいない状態とします。 射線とする範囲はあらかじめ関係者で打ち合わせます。 ※捕獲者前方180°全てに人がいない状態を作らなければならないものではありません。 跳弾：射手を中心に通行禁止・制限措置を講じますが、屋内退避等も許容される場合もあります。
弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害	射線上から引火物や爆発物が外れるようにするとともに、危害が及ぶ範囲に通行禁止・制限措置を講じます。 ※もっとも、爆発等が生じるおそれがある中で、緊急銃猟が必要な状況は、非常に限定されと考えられます。
被弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによって人の生命身体に及ぶ危害	確実に捕獲できる見込みが低い場合には、逸走したクマ等に備え可能な限り広い範囲を危害が及ぶ範囲として想定します。※捕獲の見込みが低く、通行禁止・制限措置も困難な場合には、緊急銃猟を実施しません。

○屋外、屋内、夜間（日の出前、日没後）かどうかや、その場所の状況（住居等の状況やバックストップの状況を含む）等により個別に判断します。
○ガイドラインに掲載する事例のうち、実際の状況に近い事例を参考とします。

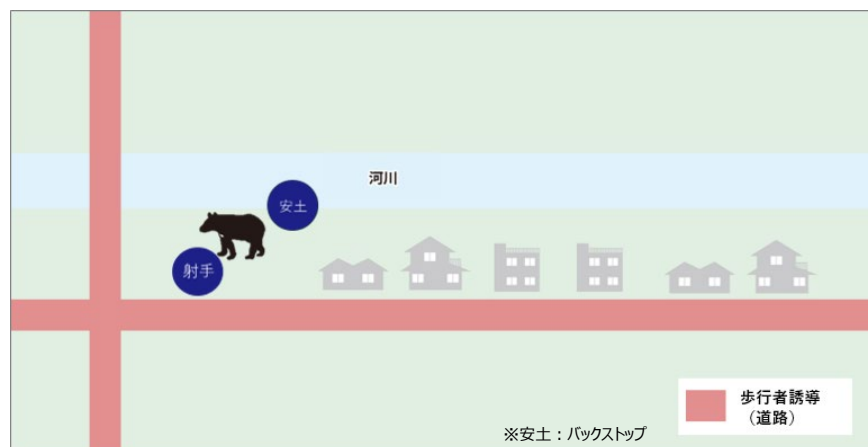
○実際に用いる銃器等の性能に係る情報や狩猟に係る知識・経験を有する捕獲者等の情報を踏まえて市町村が決定します。

②通行禁止・制限の前に、当該場所の管理者等との調整・住民への周知を行います。※詳細：P45

※管轄の警察署への通報等を行います。また、ホームページ又はSNS等により通行制限を行う場所・期間・制限の内容等を周知します。

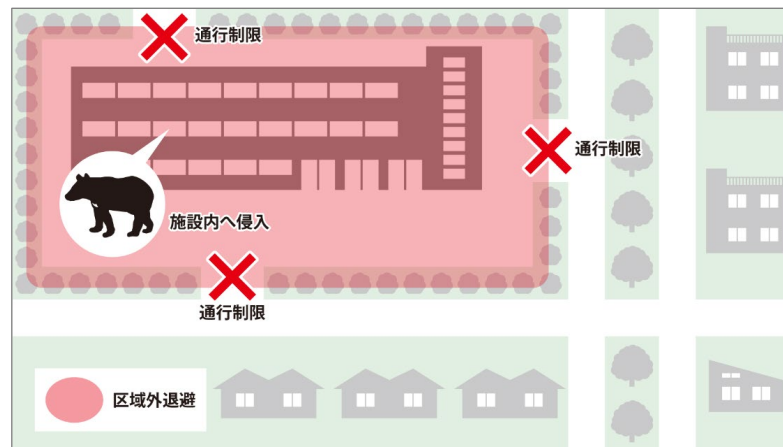
③通行禁止・制限の実施、住民の避難、捕獲関係者の配置・安全確保を行います。※詳細：P43、47

(参考) 安全確保措置の実施例



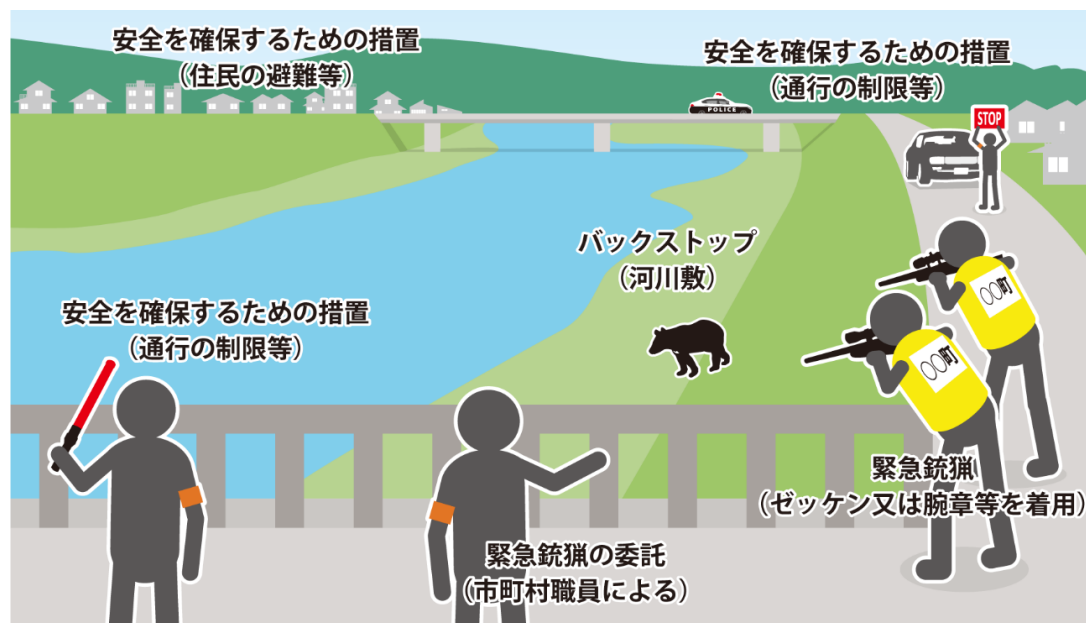
例 1 河川敷のクマの銃猟

市街地に出没したクマに対応するために、河川敷において銃猟を実施。
周辺の道路で歩行者誘導を実施し、クマの追跡後に発砲。



例 2 建物内のクマの銃猟

施設内に入り込んだクマに対応するため、銃猟の際に、
人の立ち退き後に施設及び駐車場を封鎖して対応。



例 3 安全確保措置が実施されているイメージ

※緊急銃猟の参考事例は
ガイドラインに全12事例を
紹介。P80参照。

緊急銃猟手順3. 緊急銃猟の条件の確認

緊急銃猟の条件（特に安全の確保に係る条件）を満たしているかを、チェックリストを用いて**確認**します。

※詳細：P51

銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれを排除するための観点は以下のとおり。

観点1 銃・弾丸の種類

- ・緊急銃猟を行う捕獲者が現に所有している銃と実包等しか緊急銃猟に用いることはできないため、捕獲者が自ら所有する中で適切な銃及び実包等を選択する必要がある。
- ・市町村が銃と実包等の基本的な特性を把握し、危険鳥獣、バックストップ、危険物、使用する実包等及び人の位置関係を踏まえて緊急銃猟の実施可否を判断する必要がある。

観点2 バックストップ（安土）と跳弾

従来から認識されていた山野斜面が河川敷への打ち下ろしに加え、それ以外の内容として、

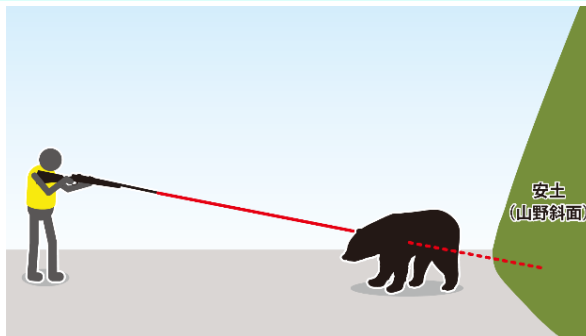
- ・芝生、畑等の土、グラウンドのような柔らかいものでできた地形をバックストップとする
- ・跳弾のリスクを低減するため、バックストップと実包等が衝突する角度を可能な限り90度に近づけることとする。

観点3 その他の留意事項の確認

捕獲関係者等や危険物に注意する必要や、追跡にあたっての危険鳥獣の逸走に注意する必要がある。

観点4 視界の確保が困難な場合の注意点

- ・夜間の場合には照明器具を用いて射手の視界を確保する等の対応を行う。



屋外におけるバックストップの例
(バックストップと弾丸が衝突する角度を可能な限り90度に近づける)



視界の確保が困難な場合の対応

緊急銃猟手順 4. 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託

①緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託を行うことができるか把握するため、チェックリストを用いて、法令等で定める要件を満たしているかを候補者に確認します。※詳細：P66

②緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託を行います。

その際、証票を受け渡すとともに、留意点を伝達します。※詳細：P69



証票は、市町村名が分れば、既存のゼッケンや腕章でも可。

確認事項

要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	
第一種銃猟免許を所持している ※装薬銃を使用する場合(麻酔銃猟をする場合は除く)	
第二種銃猟免許を所持している ※空気銃を使用する場合(麻酔銃猟をする場合は除く)	
過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること(麻酔銃猟をする場合は除く)	
過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
その他市町村の判断により任意で記載する事項 (記載例)	
対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある ※必須の要件「過去3年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む	
事前の訓練又は研修に参加したことがある	

月 日

名 前

緊急銃猟を実施する者のチェックリスト (例)

市町村の責任範囲

緊急銃猟

緊急銃猟のための土地の立入等

市町村長は、留意点として

- ✓ 緊急銃猟を実施する場所
- ✓ 緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項
- ✓ その他の緊急銃猟の実施に関する事項

を委託者に明らかにする

⇒市町村長の意思と捕獲者の認識との間に齟齬がないよう、できる限り事前に意思疎通を図る

銃猟行為 = 捕獲者の裁量範囲

- ・使用する銃種
- ・射撃する角度
- ・射撃するタイミング

※使用する猟銃の性質、対象獣の知識等を考慮。的確かつ迅速に対応するため銃猟の技能を有する者の専門性に委ねる必要。

安全確保措置

都道府県知事に
対する応援の要求等

損失の補償

緊急銃猟手順 5. 緊急銃猟の実施、実施後の対応

①捕獲者が緊急銃猟を実施します。 ※詳細：P73

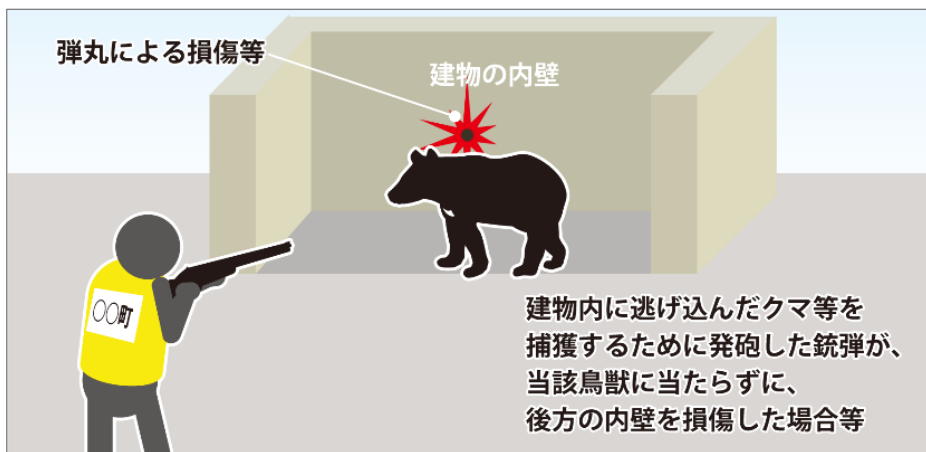
※発射タイミング等は、指示または委託の範囲内において、捕獲者に裁量があるものの、市町村の役割は全く無くなるわけではなく、安全確保措置が引き続き講じられているか等の確認、中止の判断等、緊急銃猟の記録を行います。

②現状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認を行います。 ※詳細：P75

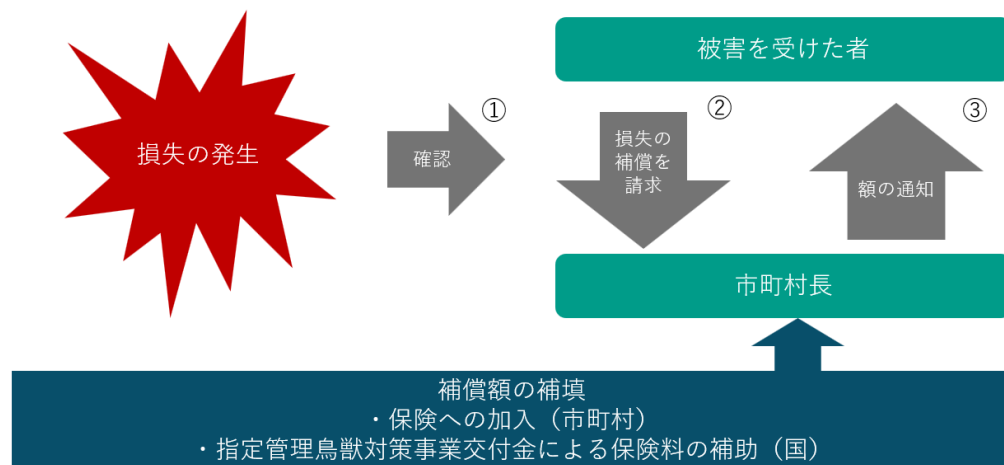
③必要な場合には、損失補償手続を行います。 ※詳細：P76

※補償の対象は、

- ・発射された弾丸が着弾し、建物、乗物等が損壊されることにより生じる損失（銃猟の結果、クマ等が暴れたことにより生じる損壊を含む）
- ・建物、乗物等が損壊されていなければ、これらの物件の運用により得られた利益
- ・緊急銃猟の実施行為そのものではないが、法第34条の3 第1項の規定により他人の土地に立ち入り、又は障害物を除去することによって発生し得る損失を想定しています。



損失のイメージ



損失補償の流れ